２　月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

〒５５５－００２４
大阪市西淀川区野里１－１２－２０ハイツ守山 202
世古年幸税理士事務所
代表　税理士　世古年幸

ＴＥＬ　０６－６４７７－７８９０
ＦＡＸ　０６－６４７７－７８９７
メール　info@seko-tax.com
ホームページ　https://www.seko-tax.com/

1　ごあいさつ

今月、事務所便り第 105 号を発行させていただきます。

まん延防止等重点措置が 30 以上の都道府県に出されておりますが、今のところ個人の確定申告の提出期限が延長されるとの情報は出ておりませんので、丙事務所としましては例年通りに進めさせていただきます。

今月は、兵庫県高砂市にある生石（おうしこ）神社に参拝に行った際に撮影した写真などを掲載させていただきます。

（写真は、高砂市にある生石（おうしこ）神社の鳥居です）

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、***R３年分の確定申告　について、　事業復活支援金　について***　を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2　R３年分の確定申告　について

令和３年分の確定申告の提出時期が近づいてきました。個人事業主の方々は、昨年の書類の整理を済ませて確定申告を提出する準備をしないといけない時期になり少しずつ気持ちが焦ってきているのではないでしょうか。

そこで、令和３年分の確定申告について簡単に説明させていただくことにします。

提出期間	申告所得税 令和４年 2 月 16 日から令和４年 3 月 15 日まで。 なお還付申告（所得税の還付をしてもらう申告）につきましては、2 月 16 日以前でも提出することは可能です。 ＊早く所得税の還付を受けたい方はお早めに還付申告をすることをお勧めいたします。 消費税 令和４年 2 月 16 日から令和４年 3 月 31 日まで。
納付	現金で納付される場合 申告所得税　令和４年 3 月 15 日まで 消費税　令和４年 3 月 31 日まで 振替納税を利用されている場合 申告所得税　令和４年 4 月 21 日 消費税　令和４年 4 月 26 日
延納	申告所得税額を１回で納付するのが困難な場合に２回の分割にすることができます。

	延納を届け出る額によっては利子税（0.9%）が必要になる場合がございます。

＊確定申告の提出期限が１か月延長になる場合には、ご説明している日程とは違ってきますので、各自でご確認をお願いいたします。

（写真は、高砂市にある生石（おうしこ）神社の境内です）

Ｒ３年分の確定申告の留意点

令和３年分の確定申告をするうえで留意すべき点をご紹介しておきます。

クレジットカードでの納付

・インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

QR コードによりコンビニエンスストアでの納付

・ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報を QR コードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための措置

・令和２年２月１日から令和３年１月３１日までの間に開催予定の文化芸術又はスポーツに関する行事で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止若しくは延期又はその規模の縮小を行ったものとして文部科学大臣の指定するもの（指定行事）の入場料金等の払い戻しを請求する権利の全部又は一部を令和３年１２月３１日までに放棄した場合は、その払戻請求権相当額の合計額（年間２０万円が限度）について、寄付金控除又は公益社団法人等寄付金特別控除の対象とすることができます。

＊上記に該当する方は、寄付金控除あるいは公益社団法人等寄付金特別控除についてご確認ください。

申告書等の添付書類について

・確定申告書及び修正申告書については、以下の書類の添付又は提示は不要です。

（添付が不要となる書類）

・給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
・配当等とみなす金額に関する支払通知書
・上場株式配当等の支払通知書
・特定口座年間取引報告書
・未成年者口座年間取引報告書
・特定割引債の償還金の支払通知書
・「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類

【参考文献】

・国税庁発行のリーフレット

（写真は、高砂市にある生石（おうしこ）神社のご神体「石の宝殿」です）

3　事業復活支援金　について

１月 31 日から新たに「事業復活支援金」の申請が行えるようになりました。そこでこの支援金についてご紹介させていただきます。

【給付対象者】

下記の（1）と（2）を満たす中小法人・個人事業者が給付対象者となり得ます。

（1）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
（2）	2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018 年 11 月～2021 年 3 月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して 50%以上又は 30%以上 50%未満減少した事業者

＊新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。

ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定においても同じ）。

【給付額】

中小法人等	上限最大　２５０万円
個人事業者等	上限最大　５０万円

給付額

基準期間の売上高―対象月の売上高×５か月分

＊基準期間とは、

2018 年 11 月～2019 年 3 月／2019 年 11 月～2020 年 3 月／2020 年 11 月～2021 年 3 月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

（個人事業者）

売上高減少率	個人事業者
▲５０％以上	５０万円
▲３０％以上５０％未満	３０万円

（法人）

売上高減少率	法人		
	年間売上高１億円以下	年間売上高１億円超～５億円以下	年間売上高５億円超
▲５０％以上	１００万円	１５０万円	２５０万円
▲30%以上 50%未満	６０万円	９０万円	１５０万円

＊基準月（2018 年 11 月～2021 年 3 月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

（写真は、高砂市にある生石（おうしこ）神社の霊岩です）

【申請期間】

申請期間	令和４年１月 31 日から令和４年５月 31 日まで

【事前確認】

一時支援金または月次支援金を受給された方	・事前確認が不要 ・提出書類が少ない ・過去の申請情報を活用可能
上記以外の方	・事前確認が必要 （事務局 HP にて申請 ID を取得し、登録確認機関にて事前確認を受けないといけません）

＊登録確認機関は事務局 HP で検索することができます。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

需要の減少による影響

①	*国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請*に伴う、自らの財・サービスの*個人消費の機会の減少*
②	*国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客：取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止*に伴う、自らの財・サービスの*個人消費の機会の減少*
③	*消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行*に伴う、自らの財・サービスの*個人需要の減少*
④	*海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制*に伴う、自らの財・サービスの*海外現地需要の減少*
⑤	*コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少*伴う、自らの財・サービスの*個人消費機会の減少*
⑥	*顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと*に伴う、自らの財・サービスへの*発注の減少* ＊顧客・取引先には他社を介在した間接的な顧客・取引先を含む

供給の制約による影響	
⑦	*コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限*に伴う、自らの財・サービスの提供に*業務上不可欠な財・サービスの調達難*
⑧	*国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請*に伴う、自らの財・サービスの提供に*業務上不可欠な取引や商談機会の制約*
⑨	*国や地方自治体による休業・時短営業やコロナ対策の要請*に伴う、自らの財・サービスの提供に*業務上不可欠な就業者の就業制約*

＊上記の①～⑨の影響に該当すれば、事業復活支援金の申請をすることが可能になります。

＊該当するかどうかが分からない場合等は、事業復活支援金事務局の相談窓口に電話をしてご確認ください。

TEL　0120-789-140

【給付要件を満たさない場合】

①	実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、*通常事業収入を得られない時期*（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）*を対象月とすること*により、算定上の売上が減少している場合
②	*売上計上基準の変更や顧客との取引時間の調整*により売上が減少している場合
③	*要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと*等により売上が減少している場合　等

今回事業復活支援金につきましての説明はここまでといたします。詳しくは、事業復活支援金のホームページをご覧になっていただければと思います。

【参考文献】

・経済産業省発行　「事業復活支援金の詳細について」

4　編集後記

事務所便りに掲載している写真は、年始に高砂市にある生石（おうしこ）神社に参拝した際に撮影した写真です。

ご神体である巨大な石造物「石の宝殿」が有名で、パワースポットとして知られているので参拝に行きました。大きいので写真に納まりきらず、裏手にある山上公園に登って撮影した写真を 2 ページ目に掲載しております。下の写真は、その公園から見渡せる眺望を撮影しました。

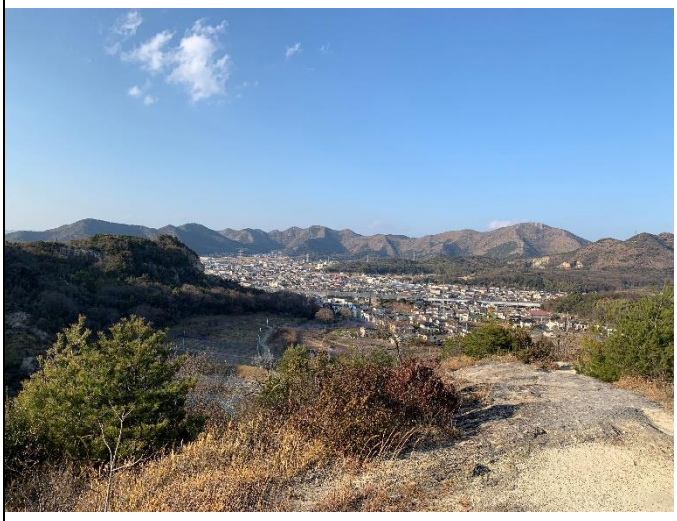

また行ってみたいと思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。